

Title	スミスのアッシリヤ紀年論譯文
Sub Title	
Author	間崎, 万里(Masaki, Masato)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.2 (1929. 8) ,p.87(253)- 118(284)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290800-0087">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290800-0087</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# スミスのアッシリヤ紀年論譯文

はしがき

本誌第七卷第四號書評欄に紹介して置いたシドニー・スミス著アッシリヤ古代史の附録 Chronology (同書三四三頁以下) をこゝに譯載するのはその方面に於ける年代研究の現状を初學者に知らしめんがためである。

アッシリヤ年代學は特に重要である。その故は古代東邦の歴史の年代的配列の全體は、その終局に於ては、アッシリヤの資料から出でた報道に依頼してゐるからである。粘土版の一片に日食の記事を含めることは、ジョージ・スミスの天才によつて見出されたが、この幸運なる事件が無かつたらば、エジプト或はバビロンの歴史に於て、第七世紀以前の何れの日附についても正確ではあり得なかつたらう。この正確は紀元前第九世紀に及び

スミスのアッシリヤ紀年論譯文(間崎)

その時期より以前は前第十四世紀の中頃よりして誤謬可能の範圍は十年ばかりなので、準正確である。それより以前ですらも、前第十八世紀の頃には半世紀以内の相違で、大略の日附が賦與せられることには一般の一致する所である。それより以前の時期、即ちアガドのサルゴンからバビロンの第一(即ちアモリ)王朝の終に至るまでの時期に對しては、近代學者の推算に差異があつて、そは一世紀に及ぶのである。故にその論證資料の性質は頗る綿密に吟味されねばならぬ。

紀年に人名を以てすることは、少なくともウル第三王朝の時期からしてアッシリヤの習慣であつた。この官職は『リム』(譯註)と稱せられ、彼の在職期間もまた斯く稱せられた。この官職の長さ

(三三)

八七

名簿が編纂せられた。それは二種に大別せられる。二種の中一層重要なるは、年番の氏名、アツシリヤ國に於ける彼の官名、及び國王自身に關係のある限り、當年中の主要事件に關して簡單なる記事を含めるもので、第二種は單に氏名を記すに止まるものである。この二種は便宜上前者を年番年代記、後者を年番名簿と稱してよからう。

譯註 アツシリヤ紀年の出發點をなす年番名簿には、アツシリヤ國王を筆頭とし、最高の官吏から下位の官吏に至るまでが記され、之に固有の諸市の知事、後には新に領有に歸したる都市或は屬州の知事も加へてある。それは國王以下順番に各自己の名を以て年を命名して行くのであつて、新王の登位によつて全部更改するの時に及ぶ。この年番と在職期間の事を何れも名祖又は名元 (*Imu or Immu*) と稱したのである。こゝでは實質上から之を年番と譯し、隨つて *Eponym chronicle* を年番年代記、*Ponyin list* を年番名簿と譯することとした。さうして本文中に單に年代記或は名簿と略記してある事は同一物をさすのである。

年番年代記の方は極く僅しか残存してゐないけれども、それにはジョージ・スミスの天才によつて見出された正確なる日附の基礎とされた報道を含んでゐる。年代記上の當該記事は『プール・サガレ

(*Pur-Sagale*)、ゴザン (*Gozan*) の知事、アシエトル市に叛す。シマーヌ月に日蝕ありき』といふのである。この日蝕は、近代の計算に従つて、紀元前七六三年六月十五日に起れるものとして、天文學上、決して疑問の餘地なき基礎の上に定められた。それ故、プール・サガレの年は近代の歴史上に於て前七六三年と呼ばれ、爾來その數字はアツシリヤ曆による計算の基礎として用ゐられてゐる。後の時期に於けるアツシリヤ曆はニザン月を以て初まり、太陰の十二ヶ月を含み、この太陰曆年は太陽曆年と一致するため國王の布令を俟つて閏月を挿入して定期的に調節を見た。アツシリヤには閏月挿入の規矩が存しなかつたので、この實行は官廳天文家の觀測に基けるもの、如くである。この觀測は、或る人々の説によれば、或る諸星の日出時の上昇を基礎としてゐるので、ニザン月が春分より一ヶ月以上後ることなく又それよりも餘り早過ぎることのないようにするのを目的とした。故に大體、アツシリヤの一月は近代の計算による三四月の交に當り、七六三年なる年は七六三

年の三月から七六二年の三月に至るものと解せられねばならぬ。

プール・サガレの日附が定まれば、年番名簿について、彼の前後の年番に順を追ふて日附を賦與することが出来る。こゝにも、例の如く相違は存する。一つの年番名簿は他の二個の名簿及びこの年代記と相違して、アダドニラリ三世の治世に二十九名の年番を與へてゐる。證據は數の少い方に有利であるだけでなく、餘分の名の竄入については名の重出とその略字のために、随つてそれより來る配列の誤による書記生の誤謬である(1)として信じ得べき説明が下される。も一つ他の相違がある。それはシャルマネゼル三世の治世に係のあるもので、ニネヴェエからの或る諸名簿はこの治世に三十五名の年番を配してゐるのに、アシユールからの大名簿は三十四名だけを賦與し、この點に於ては國王自身の編年記によつて支持せられてゐる。それはこの年代記の斷片がこの治世の中頃に對し同時性を確立してゐるからである(2)。更にまた數の少ない方は、絶對的確實性があるとはいへなく

とも、恐らくより正しいのである。しかし右の二個の相違點を除けば、諸名簿は完全に一致し、少ない方の日附を採用すれば、八九〇年から六六七年に至るまでの年番は悉く知られる。六六七年から六四八年までは事件の論理によつて順序を定むる商業上其他の文書によつて、略ぼ確實に名簿を組立てることが出来る。年番名簿の奇異なる點は他の文書に於て既知なる年に對して時折異なれる名が與へられてゐることである。即ちツクルチ・エネルタ二世の編年記には王の治世の最後の年ではなくてはならぬ年にナヂ・イルの年番で記されてゐるのに名簿の方にはこの年をヤリイの年番にしてゐる。之に對しては二つの説明が可能である。ヤリイカナヂ・イルかの一方が同年中に死し、他方が繼いだのであるか、さもなければ二つの名は同一人に屬してゐたけいずのものである。恐らく前者が一層受容さるべき説明であらう。

繼續的の年番名簿は八九〇年以上に及ばないけれども、それ以前の時期に對してもその一部を復興することが出来る。アシユールに於て、もと年

番の名が十段コラムに刻まれたる大きな粘土版が見出された<sup>(4)</sup>。この名簿は前一二〇〇年の少しく前の日附に發し、アシユルバニバル王の治世の終末に至るまで繼續してゐる。現状に於てこの粘土版は大に破損してゐるけれども、幸に七、八、九段及び第六段の大部分がアシユルバニバル圖書室内に見出された名簿により確實に復興せられるので、正確なる結論が引かれる。第七段は八三五—七七五年の、

の増加により低く過ぎよう、それは第三段の年番の場合ですらも恐らく十年を超えないであらう。この様にして再興されたる第六段は八八九—八三六、第五段は九五八—九〇〇、第四段は一〇二〇—九五九、第三段は一〇六七—一〇二一年に對する年番を與へる。重要な年番の年は諸王の年番の年であつて、この計算によると次の如くである。

八段は七七四—第七一六年の、第九段は七一五—六五二年の年番を與へ、何れの場合にも段内の行數は六十四に上り、或る行は、一と纏として全年數を供給してゐる。單に第六段だけの計算(他の段よりも少なくとも二行恐らく三行多い)によつても、そこに八九九—八三六年間の年番が與へられ、誤謬可能の範圍はより高さ限度に於て一年より多くない。第三、四、五段は何れも少なくとも六十四行を有し、恐らく六十六、七行を有してゐたと假定して、その名の現存せる年番に近似の日附を賦與する様には等諸段を再興することが出来る。

したのに、一線が七六四と七六三年の間に引かれたのに、劃一の慣例を守り、一線が分界線として引かれてゐる。一つの例外がアシユルダン三世の治世にある。王は名目上七七二乃至七四六年間統治したのに、一線が七六四と七六三年の間に引かれ

斯の様にして得られた日附は餘り高過ぎずして數

年番年代記は一王の治世の起首と終末とを示すのに、劃一の慣例を守り、一線が分界線として引かれてゐる。一つの例外がアシユルダン三世の治世にある。王は名目上七七二乃至七四六年間統治したのに、一線が七六四と七六三年の間に引かれ

一〇五六 Enurta-apal-Ekur (最古一〇六六)

一〇三六 Ashur-Nasir-pal (同 一〇四六)

一〇一七 Shulmanu-asharidu (同 一〇二五)

一〇〇五 Ashur-nirari (同 一〇一三)

九九九 Ashur-rabu (同 一〇〇七)

九五六 Tukulti-apal-esharra (同 九六二)

九二五 Ashur-dan (同 九三一)

てゐる。之は誤でなく、又或る人が主張する如くに<sup>(5)</sup>他の王が七六三から七四六年迄統治したことを示すでもない。それは七六三から七五九年までアツシリヤに内亂と無政府があつたことを意味するのである。七五八年に回復したる平和は恐らく別の状態に導いたらう。この工夫は氣が利いてゐて、事實上この規則の例外ではない。しかし年番名簿はこの線を使用するのに二種の方法を守つてゐる。一つは年番年代記に示されると同じであり他は國王が年番を勤めた日附を基礎としたものである、さうしてそれはその治世に對して正確なる關係を持たないかも知れぬ。故にアシユールからの大名簿はシャルマネゼル三世の年番の年の前に一線を劃し、その前の線に二十四年（恐らく二十年の誤）の全年數を與へてゐる。一見これはアシユールナジルバル治世の長さを示すものゝ如くに見えようけれども、實際はアシユールナジルバル二世とシャルマネゼル三世の年番間の年數を記録したものである<sup>(6)</sup>。或る場合には二法が同時に併用せられて、名簿その者に混亂を起させてゐる。故

に王の年番の年とその治世の起首との間の關係について、或る定まつた規則が守られてゐるのでなければ年番名簿の線は一王の治世を定めるのに毫も役立たないのである。

この點について世紀により諸種の慣習が守られてゐる。ツクルチ・エヌルター二世、アシユールナジルバル二世、シャルマネゼル三世、シヤムシ・アダド五世は何れも、治世第二の全年に年番の職につきアダド・ニラリ三世、シャルマネゼル四世、アシユール・ダン三世、アシユール・ニラリ五世は、治世第一の全年に同職につき、チグラトピレゼル三世とサルゴン二世はこの職をその第三年に延ばし、センナケリブは之を第十八年に延ばしたるも、エザルハツドンとアシユールバニバルは毫もこの地位にかなかつた。故に、前第八世約の終までは、王は彼の第二年に（初期の慣例）に年番となるか或は彼の第一年（後期の習慣）に年番となり、第七世紀に於てはこれが時として無視せられ、次いで王はこの職を全く拒んだやうである。ツクルチ・エヌルター二世以前の時期に於ては王は第一年に年番の職に

つきたるも、第二年より晚くは之につかなかつたと推論するのが安全であつて、諸王の年番の間に名簿によつて與へられる全年數は事實上王の治世の長さの相當し、多くとも一年の誤謬が起り得るのみである。一王の登位後最初のニザン月前の數月は『王職の起首』と稱せられて、統治年數に加へられなかつた。

この一般的原理はアシユールからの大年番名簿と關聯して、その名簿を用ゐてツクルチ・エヌルタ二世の時期に先立つ或る諸治世の長さを定め、年番の數の計算に於て起り得る處に加へて一年の異同を許して近似日附を述べしめる。しかし注意すべきはこれに於ける誤謬の附加的原因是許されねばならぬことである。年番名簿の完全なる時期に對しては何人も連續二年間、その職についた例はないのであるが、アシユールからの斷片的大名簿の含む時期に於ては之がある。即ちチグラトピレゼル二世の治世に於て、アシユール・ベル・ラムル王の次につける年番は『その次の』年番ともなつた。この異例は全治世の間連續六年間自から年番とな

れるアシユール・ニラリ四世の治世に更に重要な表現を見る。王或はその他の官吏の手中にこの職を保留しようとするこの企が、以前の諸治世に豫想せられたことは――極めて可能ではなくとも――あるかも知れぬ。これはアシユールの大名簿を再建するに當りその名簿に採用されたる概念に従ひその誤謬の範圍を非常な範圍ではなくともより大ならしめるであらう。しかし證據は決して斯様な推斷に有利でない。こは目下のところ、年代的計畫に干涉することが許されない。この年代的計畫は到底完全なものではないけれども有益なのである。その故は十年の一定限界内では低く過ぎようけれども、餘り高からざる日附を供給するからである。

故に、一〇六〇年と八九〇年との間の諸王は、直接年番の地位についたらしいアシユール・ニラリ王の場合を除き、一般に治世第二の全年にその職についたものと假定して、再興せる年番名簿から得たる數字を適用して、次の最少日附が得られる。

Tiglath-pileser I.....

初年

末年

— 一〇五八

Enurta-apal-ekur II.....	1057
Ashur-bel-kala .....	—
Eriba-Adad II.....	—
Shamshi-Adad IV.....	1038
Ashurnasirpal I.....	1037—1019
Shalmaneser II.....	1018—1006
Ashur-nirari IV.....	1005—1000
Ashur-rabi II.....	999—
Ashur-resh-ishi II.....	— 958
Tiglathpileser II.....	957—927
Ashur-dan II.....	926—912
Adad-nirari II.....	911—889

八九〇年から六四八年に至る時期に對して、年番名簿により決定せられた年代は王の碑銘、(新バビロニヤ及びペルシヤ時期に於て記されたる年代記)により、またアシユルバニバル圖書室内に集積されたる記録中に見出さるべき多量の細記によつて補充し確證せられる。この資料からして諸王の治世は、しばしその登位の日までも明確に定められ、また戦争の繼起も明かに定まる。たゞ二

小期、即ち七二七—七二二のシャルマネゼル五世の治世と六八八—六八一のセンナケリブ治世の末年に對しては事件の繼起を疑問とさせる。而してその場合に於てすらも、この疑問は歴史的結論に影響しない位の從屬的性質のものである。六四八年からの年番名簿は缺けてゐる。その年以後にその日附を置かなければならぬ多くの年番は分つてゐるけれども彼等は確實に配列することが出来ぬ。アシユルバニバルの歴史的碑銘は六四八年以後にあるべき事件を報じてゐるけれども、これを外にしては、ナボポラツサル年代記の初まれる六一六年に至るまでは正確なる年代的事實を有しない。六一六年の日附はナボポラツサルに賦與せられた日附に依從するのであつて、彼の日附はペルシヤ時期の商業文書の日附からして正確に決定され得る。ナボポラツサルは六二六年バビロンに王となり、彼の治世の第一の全年は六二五年であつた。こゝにシツバルに見出された商業文書はアツシリヤ最後の王、シン・シャル・イシュクンの第二年から七年に至る日附がしてある。シ



ツバルは頗るバビロンに近いので、シン・シャル・イシュクンが六二五年になほツツバルを統治してゐたとは想像し難いのでシン・シャル・イシュクンの第一年は六三二年かその前であることが明らかである。アシユル・エチル・イラニは少なくとも四年統治した、それで兩者の間隙はシン・シュム・リシールの治世たることが許されねばならぬ。故にアシユル・イチル・イラニの治世は遅くとも六三七〇年、恐らくはその日附以前に始まつたであらう。この時期の正確なる日附は疑問として残し置かれねばならぬけれどもアシユルバニバルの後繼者達に賦與せられた日附は可能の最低の日附であると認められねばならぬ。

年番名簿は次いで第十一世紀の中葉から第七世紀の中葉に至るまでの紀年に對して骨組を供給し第七世紀の後半に對しては大體のところを企て得る。この時期に對するアツシリヤの王名簿はこの骨組に工合よく嵌る。この王名簿は、以前の諸世紀に對して一層廣く而も寧ろ漠然たる種類の再建を許す。アツシリヤ王名簿の依據したる資料は特

別に信頼し得るもので、王の碑銘の證據はアシユールに見出された王名簿の眞價を確實にし、その補充たるべき報道は年代記その他の文書から拔萃されやう。記録の一つの型式内の空隙は今や幸にして他の型式からの報道により補はれる。この王名簿はプズル・アシユル一世からシン・シャル・イシュクンに至るまで確實に定められ、八十七王のを含んでゐる。その中三十一王は年番名簿によつて作られた骨組に屬し、それより演繹せられた大略の案に於て、四百四十四年、各王は十四年ばかりを統治した。これは寧ろ安固なる王國にとり寧ろ低い平均年數であるけれども、第十一と十世紀は頗る擾亂の時期であつて、長期に互つて、低い平均年數の方が高い平均年數よりも遙かに可能である。

最後の三十一王の治世の年代は小なる範圍の誤謬を以て、定まつた。けれども第十四世紀から第十一世紀に至るまでの近似年代に對しては、特にバビロニヤの歴史との同時性よりなる他の報道に基礎を置くことが出来る。アツシリヤの年代紀作

者はその種類の證據の重要を氣附いてゐた。治世の年數を記し或は記さざるアッシリヤ王の平明なる名簿の外、彼等は比較名簿を作り、それには同時代のバビロニヤとアッシリヤの諸王が對比してある。王の祕書官長にして最も重要な大臣の名の知られてゐる場合には、附加の段或は王の名の下に、その名が記されてゐる。是等重要なる比較名簿は二種に分たれ、第一種に於ては第一段にアッシリヤ諸王、第二段にバビロニヤの諸王を記し、第二種に於てはそれが逆になつてゐる。これよりして、自然アシュルバニパルの治世と後に是等の名簿を編纂したる書記生達は別個の二資料に近づいたものと推論せられる。彼等自からの固有の資料に於てはアッシリヤの諸王が第一に置かれたるも、バビロニヤ系の資料に於てはバビロニヤの諸王が第一段に示されてゐる。その結果は極めて自然のことであつて、兩者の一が正確でないことを示す相違が生じた。この代表的の例は、その歴史が比較的よく知られてゐる第十一世紀の諸王に關係してゐるので、教ゆる所が多い。上記の推斷に

基きバビロニヤの資料に歸せらるべき、名簿は(8)次の比較名簿を與へてゐる。

Nabu-kudur-usir(1) Emurta-tukulti-Ashur.

Mutakkil-Nusku.

Ashur-reshi-ishi(1)

Enlil-nadin-apli. 同

Marduk-nadin-aqhe Tukulti-apal-Esharra(1)

Emurta-apal-Ekur(II).

察するところアッシリヤの資料よりの報道を含む大名簿(9)は別の配列を與へてゐる。即ち、

Emurta-tukulti-Ashur Marduk.....

Mutakkil-Nusku Emurta.....

Ahur-resh-ishi Emurta.....

Nabu-Kudur-usur(1)

Enlil-nadin-apli.

Tukulti-apal-Esharra Marduk-nadin-aqhe.

Emurta-apal-Ekur Itti-Marduk-balatu.

第一の名簿では明かにネブカドネザル一世の登

位をアシウル・レシユ・イシの登位の前にしてあるのに、第二の名簿では後者の登位が前者の先任者の治世内にあることを明にしてゐる。この種の不正確は他の理由に基づき古代資料の一を排除するのでなければ、小なる誤謬の範圍のみを計す年代的配列を不可能とする。

この特別の例に於て斯様な選擇の基礎が置かれるべき重要な證據がある。ネブカドネザル一世の手紙の第七世紀は書かれた二片の寫が現存するこの手紙は第一名簿の述ぶる如く王がエネルタ・ツクルチ・アシウルの同代人であつたことを證明する。故に第二名簿がアシウル・レシユ・イシの登位をネブカドネザルのその前とせるは誤りである。バビロニヤ起源たるべき比較王名簿が完備してゐたらば、この點につき一層信頼し得るであらうが、不幸にして極く少數の斷片が知られてゐるのみである。之に反してアツシリヤの名簿は破損してはゐるけれども、海國(譯註)王朝のイシユキバルの同代人であると言はれるベルイ・ブニからアシウルバニバルとカンダラヌに至るまでのかな

りの時期に及んでゐる。それ故之が大體のものであることを記憶すれば、之より得らるゝ報道は有益である。ある場合にはその他の資料から之を照合し得るけれどもこれですらも、相當不正確の疑がある。『比較時代史』は殊に信頼し難く、斷片的のバビロニヤの年代記は最良の典據である。諸種の資料がアツシリヤとバビロニヤの王を同時代人として名指すことに一致せるときには歴史家は同時性を疑なきものと認めなければならぬ。

譯註 Sea-Land の譯語、ラガシユ、フルサの南、古代のペルシヤ灣の瀕海地方の沼地。

是等同時性の價值はバビロニヤの王名簿が近似的年代を算定するに用ゐられることである。第八世紀前のバビロニヤの年代に於ては多くの點が明かでないけれども、バビロニヤの破損せる王名諸簿は若干の王に對する數字を提供し、是等の數字は今日大部分知られてゐるのでその誤謬恐らく四半世紀以上に出でざるべき大體の案を再建することが出来る。マル・ビチ・アトヘ・イツデンの治世の正確の長さが知らるればこの誤謬を約十年の最少

限度にすら減ずることが出来よう。この王名諸簿は勿論或る誤謬の範圍まで信じ得る。二個の寫しは兩者の間に於ても、又、時には商業文書の日附とも一致しない。しかし斯様な誤謬は一般に互に矯正する。この王名簿が餘り高過ぎる數字を與へてゐる事は決して誤りでない、或る場合には恐らく低く過るであらうからである<sup>(10)</sup>。

比較名簿はバビロニヤの王名簿の復興に對して重要であることを證したので、從來不完全に知ら

1067又、1057-Enurta-apal-ekur

Ashur-bel-kala-Marduk-shapik-zer-u-ati.

Eriba-Adad II

-1048又、1038 Shamshi-Adad IV

1047-1027又、1037-1019 Ashurnasirpal I

1026又、1018-1015又、1006 Sharmaneser II

1014又、1005-1009又、1000 Ashur-nirari V

1008又、999- Ashur-rabi II

-964又、958 Ashur-resh-ishi II

963又、958-933又、927 Tiglatpileser II

れてゐた第四、八、九王朝の諸王の名簿をこゝに與へることが出来る。大名簿の第三、四段よりの次の抜萃はエヌルタ・アバル・エクルからアダド・ニラリ二世に至る時期の繼起を與へ、バビロニヤの諸王に對しては他の文書から出でた彼等治世の年數が置かれ、アッシリヤの諸王に對しては彼等がその第二年に年番の職についた事を臆斷して、年番名簿からの日附が與へられる。登位の年でない第一年は最初に與へられた日附である。

Ttū-Marduk-balatu

Adad-apal-iddin 二十二年

Marduk-ahhe-eriba, 一年半

Marduk-zer……十二年

Nabu-shum-libur, 八年

Simnash-Shipak, 十八年

Eamukin-zer 五ヶ月

Kashshu-nadin-ahhe, 三年

Eulmashsh-akin-shum, 十七年

Enurta-kudur-ušur, 三年

Shirigtum-Shugamuna, 三ヶ月

Marbiti-apal-usur, 六年

Nabu-mukin-apli, 三十六年

932文、926-912Ashur-dan II

911-899 Adad-nirari II

この比較名簿は他の資料によりて照合するでなければ、信賴されないことは既に述べた。幸にしてこの場合には、第二、三と最後の同時性が正しいことを證明する。『比較時代史』によつて提供される他の證據がある。そこには年代的計算に對して健全なる基礎がある。バビロニヤの王名簿はアダド・アバル・イデンからマルビチ・アバル・ウスルまでの治世に對し八十一年餘を許してゐる。マルビチ・アバル・ウスルは比較名簿に於ては遅くとも九五八年に死せるアシユル・レシユ・イシ二世の同代人として與へられた故に、アダド・アバル・イデンはマルビチ・アバル・ウスルの死がアシユル・レシユ・イシのそれに先立てると同年數だけ一〇三八年の前に治世したに相違ない。今やチグラトピレゼルの三同代人に對して許された時期は少なくとも三十七年であつて、その王は年番名簿から計算して三十一年統治せるのみである。故にナブ・ム

Enurta-kudur-usur, 八ヶ月十二日  
Marbiti-ah-iddin, ?月  
Shamash-mudamniq.

キン・アブリがアシユル・レシユ・イシの死より少なくとも六年前に統治を初めた筈である。アダド・アバル・イデンは一〇四五年の前に日附されねばならぬ。アダド・アバル・イデンの先行者マルヅク・シヤピク・ゼル・マチは横死し、恐らく極く僅かしか統治しなかつたので、アシユル・ベル・カラは一〇五〇年頃統治を初めたはずである。

是等の計算法はこゝまでは満足すべきも、諸王の比較名簿の信賴し難いことは頗る明白に證明せられた。それによれば、アシユル・ベル・カラはバビロニヤの五王と同時代人であつて、その中四王は約四十三年統治した。この王名簿の計算が、マルビチ・アバル・ウスルがアシユル・ロシユ・イシの六年前に死せることを基礎として、年番名簿からの近似の日附と比較されるれば、アダド・アバル・イデンがアシユル・ベル・カラ、エリバ・アダド、シヤムシ・アダド、アシユルナジルパルと同代人であつ

たに違ひないことが明かだ。この比較名簿は實に個人的平均が信頼し得ぬ蕪雜な編纂物である。上に略述した一般的结果は非常に誤つてはゐない。

それより以前の時期に於ては、極く少なる誤謬の範圍を附して、第十四世紀に於けるアシユル・ウバリットの治世を定むる方法がある。アマルナ文書の中、アシユル・ウバリットから（エジプト王）アメノフェイス四世に宛てた手紙の示すところによれば、このアツシリヤ王はこの異端のエジプト王の治世の終末前に優勢であつたことが分る。アメノフェイス四世の治世が一三八〇—一三六二年より早からず、また一三七五—一三五八年よりも遅からざることには、エジプト學者の一致する所であつて、アシユル・ウバリットはこのエジプト王を『余の同胞』と呼んでゐる。彼が大膽にかく呼び得るに至つたのはシユタルナがミタニ國の主權を篡奪したる頃、彼が同國を支配するに至つてからである。シユタルナの篡奪はデユシユラツタの死後間もなく行はれ、是等事件はその死がアメノフェイス四世の初年に起り、王の第五年より後でないこ

とを示す。アシユル・ウバリットの優越は當時遅くも一三七〇年頃に初まり、それ以前の王の統治年數は不明であるけれども、大略王の登位を一三八〇年とすることは十年以上の誤はあり得ない。しかしアツシリヤが最後にミタニに優勢となつたのはやつとムルシリシユ二世の登位の頃であつて、そは近似的に一三五〇年に日附せられる。さうしてアシユル・ウバリットが、彼の後繼者の碑銘からして、當時のアツシリヤ王であつたことが明かであつて、證據はアシユル・ウバリットの死が大體一三四五年より後の日附なることを示してゐる。

最近<sup>(1)</sup>この時期の日附に意外の正確を與ふべき見解が提起せられた。前第十四世紀に於けるケタ人の王、ムルシリツシユ二世は女王の母君タワンナンナツシユと猛烈な争をした。王は後者が呪によつて己が妻を殺したのであると信じたからである。その妻の死を發表せる直後に王がなせる祈禱の中に、或る太陽現象について記されてある、これは日食を意味するのだといはれる。その發生した年は確かに同王の治世十年である。そはこの現

象の起つたとき王がアツチ (Azi) 後の Hazzi, Hazaz, (Azaz) に居たことが明記せられ、十年のその地への遠征のみがこの事情に適合するからである。前一三六二と一三二八年との間の時期に、ボカズ・ケウイに見えた五個の日蝕は、一三六二、一三六〇、一三四〇、一三三五、一三二八年であつて、唯一つの皆既食は一三四〇年一月八日のそれであつたけれども、氣候の關係上これ程早くは遠征に出立し得なかつたと考へられるので、この日食は王の記述の問題とすることは不可能であると考へられた。分食の中にて、最も好くこの條件を充たす様に思はれるのは前一三三五年のものであつて王の十年を以て確定日附であると推定せられた。この確定日附からして必然に若干の結論が引かれる。ケタ人にビブウルリアシュと呼ばれたるエジプトの一王はケタの二將軍がアムガ (アツシリヤの Ungi 即ち Amq) 征伐を企てた年に死んだ。この事件はシュブビルリウマが前一三五一年シリヤのエジプト領に侵入した前年に起つたことが殆んど確實である。この年は二十年に互れる疫病の勃

發から正確に日附し得る年である。當時の歴史を調査して、ビブウルリアシュはアミノフィス四世即ちアクナートンでなくてはならないことの結論となる。エジプトの記録上この王及びその前後の王に與へられた最も遅い日附を基礎として、次の日附が得られる、即ちアミノフィス三世前一四〇四—一三六九、アミノフィス四世前一三六九—一三五二、ツータンカーメン、前一三五二—一三四七年、是れである。

是等の正確なる日附は理論の鎖の連環がも少し密着することになれば一層重要とならう。この理論はその主唱者の述ぶる所であるので、何れの點も絶對的確實なものではなく、又證據からの結論も殆んど可能性以上ではない。さり乍ら到達したるこの日附そのものはあり得ぬ事ではない。さうしてこの時に於ける既知の年の繼起を斯の様な日附の標準から述べることは最も平易なので有益に證せられやう。しかし、ケタの正文が日食を記せること、その日食は前一三三五年のそれなることが決定的に證明せられるまでは確定を避けた方がよ

い。エジプト學者達ははアメンホイス四世が遅くとも一三五八年に死せることを信ずる。この日附、竝にビブウルリアシユをアメンホイスとの同視を承認すれば、ケタとミタニの戦争に對し次の日附が生ずる。

Shubbiulu 1360 シリヤ諸征戰の開始

1356 マツチウアザの征戰と就

任

Arnuandash 1351

Murshilish 1350

是等の日附はこの時期の全エジプトの日附と同じく誤りがある、さうして是等の日附はアメンホイス四世の同視（そは疑はしい）が眞に正しいとすれば、何れの方法にもせよ、十年以内に於て正しいと認められやう。

なほ他に年代學の資料がある。バビロニヤの王もアツシリヤの王も舊建築復興の際に、時折舊礎底埋藏物を出し、時としては彼等自からの碑銘の中にこの建築の歴史に關して彼等の使用し得る資料を記録した。こゝに考慮しなければならぬチ

スミスのアツシリヤ紀年論譯文（間崎）

グラトピレゼル一世の治世に影響のあるセンナケリブの記述<sup>(12)</sup>がある。センナケリブは前六八九年に彼がバビロンを占領したることを述べて、或る神々がチグライトピレゼルに奪はれてから四百十八年後に、同市から取り戻されたことを述べてゐる。これによりチグライトピレゼルの敗北は一〇六六年に日附さるべきである。このとき勝利を得たるバビロニヤ王はマルヅク・ナデン・アーへであつて、バビロニヤの資料から出た比較名簿に於ては彼はチグライトピレゼル一世とエヌルタ・アパル・エクル二世の同代人とせられてゐる。こゝでチグライトピレゼルが長い治世を有したことが確である。彼はその碑銘の中にユウフラテス河を二十八回渡つたことを誇つてゐる。之は西方戦役のみで約二十年を含み、彼の他處に於ける夥多の戦役が考慮されたらば三十年は彼の治世として最少限の計算である。この治世<sup>(13)</sup>を十三年に短縮せんとする企は不可能であつて、之を提案したる學者によつて放棄せられた<sup>(14)</sup>。故に、再建せられた年番名簿はチグライトピレゼルの死に對して最低一〇五



八年最高一〇六八年を興へるであらう。マルヅク・ナデン・アーへの勝利とせるセンナケリブの日附は故にこれがチグライトピレゼル治世の起首であるとすれば約十五年、即ち少なくとも五年高過ぎることとなる。その場合にはは精密なる計算によらずに、大數を基礎とせるもので、この見解に有利に引證される論據がある。センナケリブは失はれしアツシリヤの神々を彼が回復せると神々のもと占領せられたときとの間に四百十八年経過せることをといてゐる。この回復は六八九年でなく六八七年即ちセンナケリブの十八年に起つたかも知れぬ。その場合には、チグライトピレゼル一世とセンナケリブ間の時期の概算は四百であつて、その不正確は驚くを要しない。

センナケリブの『バヴァイヤ』日附はそこで、復興年番名簿の證據を疑ふべき十分の根據を考慮し得ないでその名簿から賦與せられた日附は可能の最低なることが容認せられる。さうしてバヴァイヤの日附はより高い日附をとることを望ませる。アシエル・ウバリットとチグライトピレゼルの治世の

間に近似的に確め得る更に二點がある。チグライト一世はいふ<sup>(15)</sup>、アシエル・ダン一世は彼の時より六十年前にアヌーの殿堂を建つと。チグライトピレゼルの約一〇九八一—一〇六八(又は一〇八八一—一〇五八)年とすれば、アシエル・ダン一世は約一一六〇或は一一五〇に統治を初めた。アシエル・ダン一世はキシ王朝の終から二番目の王イルババ・シユム・イデンの同時代の人であつたから、アシエル・ダンの日附の問題は取分け重要である。バビロニアの王名簿は小クリカルズ王の登位とイルババ・シユム・イデンのそれとの間に百六十八年を許してゐる。爰にクリガルズはアシエル・ウバリットにより、その治世の終頃に、バビロンに於て王位に即けられたので、彼の登位はアシエル・ウバリットが一三三五年頃迄統治せるものと假定すれば、一三四〇年より餘程遅くはあり得ない。この近似的計算によりイルババ・シユム・イデンの治世の年は約一一七二年となる。アシエル・ダンは一一七二年或はその前に統治を始めたので、彼がアヌーの寺院を再建せるは、道理上一一六〇年より低く

はあり得ない。これチグラトピレゼル一世の最高可能の日附に有利なる決定的論據である。故に年番名簿に對してより高さ限界をとることが正當である。

大體決定されたる他の點はシャルマネゼル一世とツクルチ・エヌルタ一世の時期である。エザルハツドンはいふ<sup>(16)</sup>シャルマネゼル一世は彼の時よりも五百八十年前にアシユールの寺院を建てたと。エザルハツドンの初年は前六八〇年である。故にシャルマネゼルは大體約前一二六〇年に日附される。けれどもセンナケリブはシャルマネゼルの子、ツクルチ・エヌルタ一世がカシユチリアシユから奪取し、次いでアダド・シユム・ナジルが叛けるとき彼の最後の敗北に失へる元來シヤガラクチ・シユリアシユの財産なる印璽を取戻した事を記録してゐる<sup>(17)</sup>。即ちセンナケリブは六百年の後六八九年(？或は後)にこれを回復したのである。これはツクルチ・エヌルタに一二八九年を日附することゝならうが、そはシャルマネゼルに對する前の日附が考慮されたらば明かに不可能である。

バビロニヤの王名簿に従へば、アダド・シユム・ナジルの登位は既に一一七二年と近似的に日附されたるイルババ・シユム・イヂンのそれより五十八年前になる。アダド・シユム・ナジルの登位はツクルチ・エヌルタ一世の敗北と死亡の年と同年でなくてはならないので、ツクルチ・エヌルタの最後の年は一二三〇年より後或は餘程前なることはあり得ない。これはエザルハツドンによりシャルマネゼル一世に賦與せられた日附と大體一致する。シャルマネゼルの死亡は、一二六〇年、彼がアシユールの寺院建設後の若干時であると看做すのは正しい。ツクルチ・エヌルタ一世はなほ約十年になる誤謬の範圍を許して一二五〇—一二三〇年と日附してよからう。

ツクルチ・エヌルタのバビロンに於ける治世は王名簿の方法に關して疑惑を起させる。バビロニヤの年代記の告ぐる處によれば、ツクルチ・エヌルタはカルヅニアシユを七年間治め、其後アツカドとカルヅニアシユの貴族達が叛いてアダド・シユム・ナジルを王位に即けた。王名簿はカシユチリア

シユとアダド・シユム・ナジルの間に、エンリル・ナ  
ヂン・シユムに一ヶ年半、カダシユマン・アルベに  
一ヶ年半、アダド・シユム・イヂンに六ヶ年を與へ  
てゐる。爰に是等の年は七年でなく九年までを加  
へる。随つて故キング教授は是等の治世はツクル  
チ・アシユルの治世の一部を含む時期に互つてゐ  
ると考へた<sup>(18)</sup>。アツシリヤの王名簿についての新  
知識の光より見て、これは不可能である。従つて  
ツクルチ・エヌルタ一世がバビロンに於て七年で  
なく九年統治し、連續三人の固有バビロニヤ人に  
より反對せられたるか、或はエンリル・ナヂシ・シ  
ユムとカダシユマン・アルベとアダド・シユム・イ  
ヂンが互に重複してゐて彼等の現實の治世は僅か  
七年に互れるのみであるかを想像することが必要  
である。後者は最も妥當なる推定に見える。その  
場合にはバビロニヤの王名簿の數字の使用に疑が  
投ぜられる。がしかしこの場合に於ける問題は計  
算の基數に關係するのみであつて、この王名簿は  
第十四世紀まで是等の計算に用ゐられよう。

ツクルチ・エヌルタのバビロン征服を、彼の登位

の年の戦役後に數ふる正文を基礎として、この征  
服を彼の第一或は第二年に起つた<sup>(18a)</sup>とする推定が  
正しいとすれば、彼の治世の長さを多くとも九年  
と決定することが出來よう。しかし、この王の碑  
銘は編年記の様式で編せられてゐず、他の正文は  
別の順序を與へてゐる。恐らく問題の正文は暗示  
された解釋を支持しさうにない。目下のところ、  
ツクルチ・エヌルタの碑銘に記せる全戦役が如何  
にして短かき治世に起り得たかを知ることが容易  
でない更にある決定的證明が待たねばならぬ。

この種の計算を進めて行くことはアダド・ニラ  
リ一世とエンリル・クヅル・ウズルの場合に可能で  
ある。後者は戦場に傷きたるためにアダド・シユ  
ム・ナジルと時を同うして死せる様である。アダ  
ド・シユム・ナジルはイルババ・シユム・イヂンの治  
世の二十九年前即ち一二〇一年に死した。アダド・  
ニラリ一世は同一計算に基いて、一三一八―一二  
九三年を治めたるナジ・マルツタシユと戦つて之  
を破つた。かくして得たる日附が王の名と對比し  
て置かるれば恐らく十年以上には誤りなき近似値

が得られる。是等の王名に關係のある年は新しい王名簿から出でる。即ち、

Ashur-uballit.....	1380-1335
Enlil-nirari.....	1335 -
Arik-den-ili.....	.....
Adad-nirari I.....	1310-1280
Shalmaneser I.....	1280-1251
Tukulti-Ehurta I.....	1250-1216
Ashur-nadin-apli(4).....	1215-1212
Ashur-narari III(6).....	1211-1206
Enlil-kudur-usur(5).....	1205-1201
Enurta-apal-ekur(13).....	1200-1188
Ashur-dan I.....	1187-1152
Enurta-tukulti-Ashur.....	1151-
Mutalkil-Nusku.....	.....
Ashur-resh-ishi.....	-1093
Tiglathpileser I.....	1093-1068

それは我等の現在の知識の許す限り、推定の日附に於て幾分年代的に正確である。是れ以前の世紀に對して可能である一切は常住

スマシスのアッシリヤ紀年論譯文(間崎)

誤謬の範圍を増し行く推算である。キシの諸王名簿中の不幸なる間隙は今や比較名簿よりして部分的に補充し得るも、解決されたるよりもこの新證據により問題が増した。アシュールの王名簿はカシュチリアシュ一世とアピラツタシュの間にバビロニヤの王名簿にあるウシユシの名を落してある。ウシユシをカシュチリアシュと讀んで、アシュールの王名簿中に第二のカシュチリアシュがアピラツタシュと入れ換つたことを想像しようとした若干學者<sup>19)</sup>がある。こは不可能である。バビロニヤ王名簿中にカシュチリアシュと讀むことは粘土版上の符號と決して合致させることが出来ない。この相違からして如何なる結論も引かれるとは思はれない。もつと極めて重要な事柄がアピラツタシュの子なるタツジグルマシュの子アグム・カク・リメと自稱したる第二のアグムの系圖の考究から起る。アシュールの名簿に於てはこのアグムを第九王、彼の父を第六王、彼の祖父を第四王としてゐる。第四王から第十王までに互る時期が三世の間隔に過ぎないならば、之が百年以上

に及ぶと信ずることは困難である。この名簿中の介入者は一時的の篡奪者に過ぎないことはあらうこの時期に關する眞理は當時の歴史をもつと詳しく説明する王の碑銘が現はれるまでは恐らく知られないだらう。

アシユールの名簿に掲ぐる第十三番目の王はウラムブリアシユであつて、彼はエア・ガミルのエラムへ出發後海國を征服したカシユチリアシユの同胞ウラムブリアシユであるに相違ない。こは海國王朝の滅亡をキシ覇國の開始と同時代とする從來のすべての企が誤であることを證明する。今やウラムブリアシユはアツシリヤのブズル・アシユル四世と同代人なるブルナブリアシユの第二の後繼者であつた。このブズル・アシユル四世は比較時代史<sup>(20)</sup>の中に間違つて介入してゐるので、近代の歴史の中に極めてしばしば誤つて日附されてゐる。今やアツシリヤの王名簿からして、ブズル・アシユルがアシユル・ベル・ニシエシユに可なり多くの時期を先立てること、第十六世紀の後半に統治したに相違ないことが確である。故に海國王朝の

終焉は約一五三〇年と大數を以て近似的に定められ、誤謬は四半世紀とならう。

ウラムブリアシユとツクリガルズ間のキシ諸王については、ウラムブリアシユの海國に於ける勝利を記録せるバビロニヤ年代記は他のアグムが彼の後に統治せしことを含んでゐるが、彼の直後であるか如何かを我等は確言し難い。この間隙に於ける他の諸王はアツシリヤ王との同時性と境界石によつて供給せられるけれども、アシユル・ウバリツトの同時代人達との相違せる記事に依つて生じた混雜は残るのである。アシユールの王名簿がバビロニヤ王と同數のキシ王總數を與へてゐることは推測であつて、決して疑なきものではない。それは頗る多く相違してゐたかも知れぬ。が、しかしこの時期についての證據の缺乏は、信賴の度についての疑、特に統治の長さの數字についての疑は除き得ないけれども、我等をして餘儀なくバビロニヤ王名簿の數字を採用せしめる。この王朝が眞に五百七十六年九ヶ月を統治したとし、次いでイルババ・シユム・イデンが一一七二年に置かるゝな

らばこの王朝は前一七四六年に始まつたのである。しかしこの正確は我等の資料によつては實際には證明されない。一例に於て王名簿中の九年は他の文書に於ては七年とせられてゐることは既に述べた。キシ王朝の起源を約前一七四〇年に置き可能の誤謬の範圍約三十年を許すのが賢明である。本書に於てキシ諸王の表は諸王名簿を作ること企てずに、單に諸種の資料より我等に知らるゝ事實を述べたに止る。渾沌より秩序立てんとする近代學者の諸種の企<sup>(21)</sup>はすべて失敗に歸した。

アツシリヤ諸王の陳述は全く正確なるものとしては決して依頼し難してふ通則をとれば、初期諸王の時期は大體には推算し得る。しかしそれにしたところで、一部は同名諸王の常住反覆により生ずる困難により少なからざる混雜がある。エザルハツドンにより大體一二六〇年と日附されたるシヤルマネゼル一世はアシユール寺院の彼自からの再建とシヤムシ・アダドの再建との間に五百八十年を経過したと述べてゐる<sup>(22)</sup>。換言すればシヤムシ・アダドは一八四〇年頃(或はシヤルマネゼルの

治世の長さを認むればより前に)統治した。之に反して同一建築物復興の彼の記事に於てエザルハツドンはベル・カビの子なるシヤムシ・アダドとシヤルマネゼル一世との間に僅かに四百三十四年<sup>(23)</sup>を許せるのみである。故に彼は或るシヤムシ・アダドを前一七〇〇年頃に日附した。或るシヤムシ・アダドはまたチグラトピレゼル一世によつても記され、彼はイシユメ・ダガンの子なるシヤムシ・アダドはアシユール・ダン一世より六百十一年前に、アヌとアダドの寺院を復興したととく<sup>(24)</sup>。もしアシユール・ダン一世が上にとれる推理により、前一七一〇頃年に日附されるれば、イシユメ・ダガンの子なるシヤムシ・アダドは前一七一〇年頃に統治した。こゝで、チグラトピレゼルとエザルハツドンとはあるシヤムシ・アダドが前一七〇〇年頃に統治し、シヤルマネゼル一世は一八四〇年頃のあるシヤムシ・アダドを知つてゐたことに一致し、アシユールのこの寺院を建築或は復興したるあるシヤムシ・アダドの煉瓦の碑銘は、彼を『イリカフカフの子』と記述し、『ベル・カビの子』或は『イシユメダガン

の子』ではないとしてゐる。兩説の中一が選ばれるようである。エザルハットンはベル・カビの子、シヤムシ・アダドを、シャルマネセル一世がイリカプカプの子、シヤムシ・アダドを日附せるよりか百五十年後に日附してゐる。王名簿によればシヤムシ・アダド二世はシヤムシ・アダド一世の後第十四次の王であつた。是等十三王中の若干は不正統のものであつたようで、兎に角、時代は亂れてゐた。一名簿に見ゆる七名アダジ、ベル・イブニ、ルバイ、シャルマ・アダド、他のバザイとルライは他の名簿には省かれてゐる。彼等是一部正統の王と同代人であつたけれども對立せる王朝を作つたかも知れぬ。しかし百五十年の間隙はシヤムシ・アダド一世と二世間の距離として理會される。又十六王がシヤムシ・アダド二世と一三八〇年頃治世を初めしアシユル・ウバリットとの間に介入了。もしシヤムシ・アダド二世がエザルハットンの目指せる王であるとすれば十六王に對して三百三十年或は三百二十年は幾分長さも、大差ないであらう。故にエザルハットンがアシユール寺院の建築

者、シヤムシ・アダド二世の系圖と日附をイリカプカプの子シヤムシ・アダド一世に歸したことはあられよう。さもなくば他の選擇はエザルハットンの四百三十四年は純然たる筆寫の誤であらう。その場合にはチグラトピレゼルも亦一七〇〇年頃のあるシヤムシ・アダドを知れる事實を説明することは困難である。兎に角この目指されしシヤムシ・アダドはイシユメ・ダガンの子、換言すればシヤムシ・アダド三世たり得ない。何となればその時には十四王が三百四十年を統治したことは信ぜられなからである。第一説は最上の説明を提供し、さうしてシヤムシ・アダド一世が一八〇〇年の前に、シヤムシ・アダド二世が一七〇〇年頃に善政を行へることを信ずべき薄弱なる理由を與へる。

比較諸王名簿は第二千年紀の前半について若干の報道を含む。その陳述に従へば、シヤムシ・アダド二世はアグム一世、カスチリアシユ一世、アビラダシユ、カシユチリアシユ二世、タツチグルマシユ、アルバ・シバクと他の二王との同代人であつて、彼の孫シヤムシ・アダド三世はメリ・シバクと

同代人であつた。バビロニヤの王名簿はアグムとカシユチリアシユの治世に四十四年を與へ、カシユチリアシユ一世の後繼者として八年間統治せる彼の子ウシユシユを記してゐる。シヤムシ・アダド二世が四十四年統治せし二王の外に、なほ五王を含む時期をも統治したるは有り得可きでなく若干の錯誤があつたに相違ない。しかしこの王名簿がシヤムシ・アダド二世をアグム一世の同代人としてゐる事は重要である。もしキン諸王が一七四〇年頃統治を初めたとすればアグムの治世は一七二四年から一七〇三年につゞいた。これは上記のシヤムシ・アダド二世の日附を承認すべき附加的理由である。

こゝに久しく面倒なる問題となつてゐる海國王朝を顧る必要がある。今やバビロニヤ人がこの王朝は一部はバビロンの第一王朝と一部はキン諸王と同時代であることを知つてゐたことは疑はれない。彼等が諸王名簿に取入れられたる方法は、近代の學者をして書記生の意向を誤解するに至らしめた。こゝに出遣はなければならぬ主要困難は既

にキン王朝を考究せる際に出遣へるところのものである。アシユールよりの大名簿は少なくともこの王朝の十二王を記してゐる。このバビロニヤの王名簿は十一王を記せるのみである。近代の學者は十三王があつたと結論したものすらある<sup>(5)</sup>。明かに若干の錯誤がある。この問題に對する回答はこの名簿が如何なる原理に基けるものであるかを知るまでは到來しないであらう。紀年にとつての更に重大なる問題はこのバビロニヤの王名簿中に與へられた數字は何處まで受容さるべきかといふことである。この回答は幸にして與へ得る。彼等は正確なるものとしては受取れない。イルマ・イルムはサムス・イルナとアビ・エシユエの同代人、ダムキ・イリシユエはアミ・ヂタナと同代人であつた<sup>(26)</sup>。故に五十五年の一治世（イツチ・イリ・ニビ）がイルマ・イルムとダムキ・イリシユエとの間に介入したことは不可能である。もしこんな長い治世があつたとすれば、イツチ・イリ・ニビは一部イルマ・イルム或はダムキ・イリシユエの同代人であつたに違ひない。



このバビロニアの王名簿は海國王朝に十一王三百五十年を與へてゐる。エア・ガミルが一五三〇年頃にその國を去つたとすればイルマ・イルムは一八八〇年頃に登位した。誤謬の範圍は可なり大なるべきも、この可能性を決定するにはアツシリヤの證據からの若干助力が得られねばならぬ。

シヤムシ・アダド二世以前の時期に對しては比較王名簿はまた杜撰の方法を採用したように見える。アダシからシャルマ・アダドに至るまでの諸王はバビロニアの海國王朝諸王と一人宛對照されてゐる。この書記生は兩國の王名諸簿をとり來つて、たゞ之を順序に書き下したやうに見えよう。さうだとすればこの書記生は我等の知れるバビロニアの王名簿よりも他の資料を用ゐてゐるのであつて、それはグルキシヤルとペシユガルドラマシユとの間に未知の名を挿入してゐるからである。しかし是等アツシリヤの諸王中七名はこの全名簿中に認められてゐないからその前後の諸王と恐らく部分的に同代人であつたこと、さうして海國の諸王がまたバビロンの第一王朝即ちアモリ王朝と

部分的に同代人であつたことも、奇異である。この編輯者はこの粘土版の終末に比較年代の項目に關しての興味ある註がある、即ち『イルシユンマの一子、エリシユからエザルハツドンの子、アシユルバニバルに至るまでアツシリヤの八十二王、スム・ラ・イルからカンダラヌに至るまでアカヂヤの九十八王』<sup>(27)</sup>といふのである。故に彼はエリシユム一世を、第一王朝即ちアモリ王朝の第二王、スム・ラ・イルの同代人と看做し、彼はベル・イブニを、海國王朝の第三王、イシユキバルの同代人としてゐる。故に彼が一王を他の王と並列するの方はアツシリヤの一王がバビロニアの二王と對比されたに相違ないときを除き、エリシユム及びスム・ラ・イルとの對照から初めた。斯の如き名簿はアツシリヤの書記生がバビロニアの年記作者により支持されるでなければ、信認され難い。アガドとウル(三)の王朝の歴史を記録してゐる新バビロニア期の粘土版に、年記作者は次の粘土版の劈頭の句なる『ス・アブの時に於けるアツシリヤの王、イルシユマ』<sup>(28)</sup>といふ句を含むキヤツチライン繫符句を與へてゐ

る。さてこのス・アブはアモリ王朝の初代の王ス  
ム・アブたり得るのみで、イルシユマは、この名  
の王が一王しか知られてゐないので<sup>(29)</sup>、エリシユ  
ムの父たり得るのみである。是等初期の諸王の年  
代に對しては、その後繼者等によつての記述があ  
る。ツクルチ・エヌルタ一世は、イルシユマがアシ  
エールのイシユタールの祠堂を建築してから、彼  
自からの改築に至る迄の間に、七百二十年を經過  
したと述べてゐる<sup>(30)</sup>。ツクルチ・エヌルタの日附  
は凡そ一二五〇年であるので、イルシユマは一九  
七〇年に日附せられる。そはイルシユマとシヤマ  
シ・アダド一世との間の七王に對して百三十年を  
與へてゐるが、こは首肯し得る數である。シャル  
マネゼル一世は、エリシユムとシヤムシ・アダド間  
に百五十九年が經過したといひ、エザルハツドン  
は同一の間隙に百二十六年を置き、第一の例に於  
てはエリシユムの君臨せるは二〇〇〇年の前とし  
第二の例に於ては一九七〇年頃としてある。是等  
の錯誤はこの數が正確なるものとして頼み得ざる  
ことを意味するに過ぎない。イルシユマとエリシ

ユムとは、少なからざる誤謬の範圍を許して、前  
二〇〇〇年頃に住したといふ一般的推論は避けら  
れない。シャルマネゼル一世の記述は最古の記述  
である。

年代記に従へば、イルシユマはスム・アブの同代  
人であり、比較名簿に従へば、エリシユムとスム・  
ラ・イルは同じ頃に君臨したのである。この年代  
紀の第二粘土版が現存してゐたなら、彼がアガチ  
ヤ人の自由を確立したてふ、彼の煉瓦の記銘の記  
き入りに相當するイルシユマの治世に於ける若干  
の事件について知り得た筈である。歴史家をして  
是等の同時性を放棄せしめようとするの試が<sup>(31)</sup>近  
代の學者によつてなされたが、この試は誤りであ  
ると記述されるのみである。斯様な事實が拒けら  
れるならば、是等の時代の歴史を書かうと企てな  
い方がよからう。この同時性を排斥する方法に對  
しては證據は全く存しないのである。

改訂王名簿に於て、バビロンの第一王朝に賦與  
せられた總年數は三百年である<sup>(32)</sup>。ケタの侵冠中  
第一王朝最後の王が倒れた直後に、キシ王朝が王

位を得たことを推斷すれば、スム・アブは、近似的計算で二〇四〇年頃統治を開始した。依てイルシユマは少なくとも二〇三〇年に日附せられる。イルシユマが凡そ二〇三〇年から二〇〇〇年まで、エリシユムが凡そ二〇〇〇年から一九七〇年まで君臨したことが想像せられる。しかもアツシリヤの王により與へられたこの數字は是等の日附を許すに止り、是等の數字は寧ろ低きよりも高過ぎることを思はせるが、しかし是等の數字を相當に減少することは、後代の證據に對し多大の矛盾を來たすので、是等の日附は假に存立させて置かなければならない。しかしこは十年或は二十年も高過ぎるといふ疑問を免れないものと解されねばならぬ。他面に於て餘り低く過ぎる損の事は恐らくないであらう。

スム・アブが二〇四〇年頃自立して王位に登つたとすれば、サムス・イルナは一八九五—一八五八年頃、アビ・エシユーは一八五七—一八三〇年頃に君臨したことになる。王名簿に従へばイルマ・イルムは六十年間君臨してゐるので、約一八九〇—

一八三〇或は一八八〇—一八二〇年は別の基礎による計算と極めてよく合致する。故に海國王朝に對しての王名簿の數字は、たとひ或る點、特にイツチ・イル・ニビの治世に對して明白なる誤謬があるにしても、そは總數については全然間違つてゐるのではなからう。恐らく順序は轉寫の際混同されたらう。日附の一致は餘りに著しいので不問に附することは出来ない。

ウルの第三王朝の始初から第一王朝に至るまでの全時期に對し、日附表によつての訂正はこの時期の正確なる年代に關して第二千年紀の何れの時期のそれよりも確實ならしめる。リム・シンは彼の第二十五年にイジンをとりの地の王朝を亡ぼし、ハンムラビは彼の三十五年にラルサを征服したといふ近代學者の一般的結論を採用すれば、第一王朝の日附と同一の誤謬を許す程度の正確なる計畫がイジンとラルサの王朝に對して作られ得る。ウルの第三王朝期はイビ・シンに與へられる年の若干がイシユビ・イラの治世にも加算せられてゐないかどうか分らないので、寧ろ誤謬は

それよりも大である。二人は同代人なることが知られてゐるけれども、それは必ずしも彼等の治世の年數が二重に計算せられてゐることにはならない。ウルの第三王朝の起首の日附については、極く少數の誤謬の範圍を許しての最古の日附が得られる。その時期以前は、諸王名簿の數字を照合させる手段がない、さうして是等はウルの第三王朝に對しての夥多の誤謬を含むことが證せられるので、それ以前の時期に對しては之を信賴することが出来ない。しかし、以上は吾人の有する一切であり、寸分誤りなきことを朝待するものでなければ有用である。

本書に用ゐた大略の近似に於て、若干の推斷は利用し得る史的文書の解釋に依頼したのである。ウル・ナンムはウツ・ヘガルの同代人、ウツ・ヘガルはチリガンの同代人なることが知られてゐる。著者の意見では、ウル・ナンムの治世の若干年數は實際に於ては彼がエレクの宗主權を承認せる數年なのであつた。アガド王朝終末の複雑なる時期に對しては『誰が王で、誰が王でなかつた』といふ記き

入れは、グチャ人がバビロニヤに何等かの卓越を得たる時期を劃するものと取られ、こはエレクの第四王朝をば、南方に獨立を維持し得たるグチャ諸王の同代人に引き下げるのである。アガドと、エレクの第三王朝とキシの第四王朝との同時性はたとひ若干の大家によつては萬認されないのである。著書には確實なものに見える。サルゴンがルガル・ツアギツジは同代人であつたといふことが知られサルゴンはウル・イルババの掌酒司であつた。殆んど傳說的なるク・バウは諸國名簿その者を證據としてアクシヤク（オピス）王朝の頃の人と推定される。

是等の王朝に賦與せられた數字に於ての誤謬の量を裁定することは難しい。大數で五十年は恐らく至當であらう。何れの場合にも、恐らく四半世紀より餘程多く高過ぎることなき日附を賦與せんとする努力は爲された。或る場合には、この日附様の半世紀低過ぎることもあらう。オピス王朝は初朝の年代は眞に考古學的の證據に基くのであつて、この書の初め數章に論ぜられてゐる。

上に要約せるアッシリヤとバビロニアの紀年についての見解は近代の學者すべての承認する所ではなく、また之に同意せしむるを得ぬバビロニア人の記述がある。後者を第一に吟味するためには初期の王に關するナボニヅスの記述をも全部誤であると思ふべきならぬ。ナボニヅスは(本書の前二卷に示せる如く)ハンムラビを二〇八〇年頃ナラム・ジンを二七五〇年頃に日附してゐる。第二の日附が恐らく支持し難いことは今日何人も許容する所である。ハンムラビの日附については、他の正文に於てゲルキシヤルとネブカドレザル一世との間の時期に賦與せられし六百九十六年の中間期により確信されてゐる様に見えるので、之に執着するものがある。ネブカドレザルは約一一一五—一一〇〇年間君臨したアシユル・レシユ・イシの同代人であつたので、クルギシヤルは一八一〇年頃或はそれより前に日附せられ、サムス・イルナの同代人なるイルマ・イルムは二〇〇〇年頃の以後或はその以前に屬するであらう。ナボニヅスの歴史の見解は今や彼の高き數字の合理的説明を許す

までに變つた。彼はバビロニアの宗教上の慣習を變更しやうとする困難なる企に取掛り、この變更が遠き古代の慣習と一致せることを證明せんと求めた。彼の數字は古代崇拜熱の結果ではなく、政治上の宣傳を目的とするものであつた。寺院寄進に關する文書の記述は説明することが更に困難である。上に要約した年代に従へば、この書記生は『一ネル(六百)、一ソス(六十)、三十六』とは言はな<sup>い</sup>で、『一ネルに三十六足らず』といふ様な風に言つたはずである。この記述の眞の説明はどうであらうところはナボニヅスの日附と結ばれたにしても上にとりたる論據に反對して眞劍に論ぜられるには證據不十分である。

なほ他の一點が記載に價する。アシユルバニパルの碑銘はアッシリヤ人が前六四七年にストーザをとりたるるとき、女神ナナの像が取り戻されたことを述べてある。この像は嘗て、エラムの王クヅル・ナンフンデ(クツル・ナフンテ)により千六百三十五年前にエルクから取り去られたものである。前二二八二年のエラム人によるエルクの占領は、し

ばしば、イピシンの陥落の事情と關聯あるものとせられ、諸學者はこの日附に初期の日附の採用されたることを確信するの習であつた。こは決して健全なる根據ではなかつた、一六三五年を一五三五年とする相違があるからである。或る學者は一六三五年といふ數字の二通りの書式(1000+600+30+122×800+7×60+15)は、一五三五年でなく後者が正しいこと<sup>(33)</sup>を證するものだと論ずるけれどもこの二書式は一資料から派出したかも知れず、一五三五年よりも多くの價值を有しないかも知れぬ。兎に角ウルの第三王朝の終末との連想は推定に過ぎない。エラムからの斯様な侵寇に基いてウツ・ヘガルが仆れたことはあり得るからである。前二二八二年の日附は彼の治世の終末としては正しいでもあらう。この事件の位置が歴史的に定まるまではアシユルバニパルの日附を紀年組織の賛否の論據と見做すことは無用である。

全く他の種類の證據により別の問題が提起せられた。この歴史の第二卷に於て靈父クグラーによつてなされた天文學的計算の十分なる説明が既に

與へられてゐる。それらの計算は博學の師によつても支持せられなかつた。師はその後アンミザツガの第六年を一七九六―五年と日附する事に賛意を表した<sup>(34)</sup>。他の諸大家は又之と異なり難解複雑なる計算によつて同年を一九一六―一五年と日附してゐる<sup>(35)</sup>。一つの計算はアモリ王朝を二〇四九―一七五〇年に、他の計算は之を二一七〇―一八七一年とするだらう。是等天文學的論議に關聯せる全問題はバビロンに於ける視角、太陽の見掛けの加速度と他の事項についての無限の計算を必要とする様である。その事件の餘りに嚴格なる確定に基いて、收獲の日附に關しての計算により一見可能なる天文學の日附の一の選擇を支持しようとする企がなされた。總ての天文學的大家が同意し且つこの計算が少し複雑でなかつたならば、歴史家はその權威を捨てることをも辭しないで、斯の様な正確な報道を喜んで承認するだらう。がしかしすべての同意が存するとは言ひ得ない、さうしてバビロニヤ曆の正確てふ、極めて重要な一點に於て、正當とし難い推定が成されたやうに見え

る。故に、アンミザツガの第六年が一八六〇年と一七六〇年の間に到来し得ざることが天文學的に疑義なく證據立てられるまでは、是等の計算を教はらざるものに對しては、本當に研究したる古代資料の證據を無視することは安全でない。もし天文學上の證據がアモリ王朝は二一七〇—一八七一年間を統治したことに最後に一致せば、アモリ王朝に關してのみならず前の時朝に關係したる死せる年代紀作者達の證據は、同時に關する限り、價値なきものとして放棄されねばならぬ。さうして歴史家の仕事は殆んど不可能とならう。(一九二八、一一、一四日譯)

## 註

1. Forrer, *Chronologie der neuassyrischen Zeit* (M. V. A. G. 1915, No. 3), pp. 7-9. ㊦見よ。Kugler の *Sternkunde und Sterndienst*, Teil II, Heft. 2, pp. 573 ff. 中の批評は感服し難い。
2. Schnabel, *Berosos*, p. 205, の註。

3. Scheil, *Annales de Tadmort-Ninip II.*
4. Schroeder による *Keilschrifttexte aus Assur verschiedenen Inhalts*, nos. 21-24. に公表せらる。
5. Winckler, *Altorientalische Forschungen*, III, pp. 356 ff.
6. Kugler, 上掲書、同所 p. 321.
7. アッシュールからの王名簿は編輯、改修せられた、その最大なるものゝ最終の正しい寫しはなほ必要である。正文の最も新しい出版は Schroeder, 上掲書及び Weidner, *Die grosse Königsliste aus Assur im Archiv für Orientforschung*, Band III, pp. 66 ff. の中に見出されるであらう。名簿の組替に對しては Weidner, *Studien zur assyrisch-babylonischen Chronologie* (M. V. A. G. 1915, no. 4) : idem, *Könige von Assyrien* (M. V. A. G. 1921) : idem, *Die grosse Königsliste* (loc. cit.) ; Schroeder, *Zur Herstellung der assyrischen Herrscherreihe*, in *Zeitschrift für Assyriologie*, XXXIII, 52ff. ㊦見よ。Weidner の最近の名簿は *Essad Nassrhi, Archiv*, IV, pp. 1 ff. による公にされた非常に破損したアッシュリヤ王名簿により更に擴張せらる。
8. K. A. V. I, no. 12; Ungnad, in *Zeitschrift der deutschen morgenländischen Gesellschaft*, vol. LXII, pp. 313-316. ㊦見よ。この名簿はアッシュリヤ碑銘中の *akku* が確實に「余は彼を殺した」と意味するならば *Martuk-nadin-abhe* ㊦ *Tiglathpileser I* 及び *Enurta-apal-Ekur* との同視は誤りであらう。しかし *akku* は時々もつと漠然たる意味を持つ、

*Babylonian Historical Texts*, P. 19. を見よ。

9. Weidner, *Die grosse Königsliste*, 中 Assur 粘土版 4128.

10. 王名簿中の Ukin-zer, 三年とあるは恐らく、日附ある文書中の Nabu-nakin-zer, 四年と同一である。

11. Forrer, *Forschungen*, Band II, Heft I, pp. 1 ff. 叙を意味するものととれておるこの語は恐らく前兆をたくのであらう。Götze in *Orientalistische Literaturzeitung* 1927, Sp. 569. を見よ。Forrer の提起せるケマの年代については、Götze in *Kleinasiatische Forschungen*, I, 87 ff. を見よ。

12. King, *Tukulti-Ninib I*, pp. 118 ff.

13. Weidner, *Könige*, p. 8 は *Cambridge Ancient History*, II. に従ふ。

14. Meissner, *Babylonien und Assyrien*, II, 及び *Archiv für Orientforschung*, III, 77. 中の王名簿。

15. Budge and King, *Annals of the Kings of Assyria*, p. 95, l. 69.

16. Messerschmidt, *Keilschrifttexte aus Assur historischen Inhalts*, Heft I, no. 51, col. II, 11, 12-32; Luckenbill, *Records*, vol. II, §706. しかし Schroeder, 上掲書、Heft II, no. 125, col. I, l. 24, は 58 6 を有す。Luckenbill, 上掲書、§702. Bilabel, *Geschichte*, I, pp. 352 ff. は正確なる年代をこの大数の記述に基礎を置かんと企つ。

17. King, *Tukulti-Ninib I*, pp. 1 6 ff.

18. King, *History of Babylon*, p. 244, note 3. Lewy, in

ケマの王名簿と王名簿 (監誓)

*Orientalistische Literaturzeitung*, 1923, Sp. 199, は

Kadushman-Harbe を (反譯された名として) Enlil-nadin-shum と同一人であると見做し、單にこの名を抹殺して難點を解決しておる。この種の同視が如何に疑はしきかはキン王朝の Kadashman-Elil と Kadashman-Harbe の例から知られる。Lewy は Adad-shum を破壊せる方尖碑 col. III, l. 7 中の Kadashman-Burishash との同視を ついでおる。この同視は全く不必要で且つ感服し難い。

18. Bilabel, *Geschichte*, I, p. 352, on the basis of *Keilschrifttexte aus Assur historischen Inhalts*, II, no. 58; Luckenbill, *Ancient Records*, I, §§ 142 ff.

19. Weidner は *Urgnad in Archiv für Orientforschung*, III, 74, note 4. に従ふ。

20. Weidner, *Studien*, pp. 47-8. により初めて指摘せらる。

21. この問題については *Urgnad in Archiv für Keilschriftforschung*, I, pp. 32-4. を見よ。Bilabel の批評は一部誤報せられておる。

22. Text, messerschmidt, *Keilschrifttexte aus Assur historischen Inhalts*, Heft I, no. 13, col. III, l. 41; Luckenbill, *Records*, I §119.

23. 註十六の参考書を見よ。

24. 註十五の参考書を見よ。

25. Poebel in *Zeitschrift der deutschen morgenländischen Gesellschaft* (N. F.) VI, pp. xlv-xlv.



26. T. King が *History of Babylon*, p. 209 中に Nisin の Dammig-lisu が望まれたことを理由としてこの同時性の流行の排斥を躊躇なく拒じたのは Peebel の引用に反響されてゐる。その他は Meissner, in *Wiener Zeitschrift für Kunde des Morgenlandes*, XXXII, p. 297. を見よ。
27. Table 49 の Ithi-il-nibi とその治世の承認は、單に絶對的計算の使用に基く。こは王名簿中の書き入れに依頼せるものと想像してはならぬ。比較年表の“98”の讀方の議論については Meyer, *Altene Chronologie*, p. 12, note 2.
28. King, *Chronicles*, II, p. 14.
29. Albright は某 Puzurma II, を發明して之を王名簿中に挿入し、かくして、粘土版を寫せる學者が空白とせる場所を充填してゐる。 *Revue d'Assyriologie*, XVIII, pp. 85-7.
30. Text in Schroeder, *Keilschrifttexte aus Assur historischen Inhalts*, Heft II, no. 48, obv. 1. 14, 59, col. II, 1. 26. 大概の學者は ner, を 2 soss とよむ: Luckenbill は *Records*, I, §§ 181, 186, に 780 に譯してゐる、隨つて 13 soss とよむ。
31. Albright, *The Readjustment of Assyro-Babylonian Chronology by the Elimination of False Synchronisms in Journal of the Society of Oriental Research*, VIII, 51 ff.
32. Pinches の *Proceedings of the Society for Biblical Archaeology*, 1884, pp. 193 ff. 中に公にせる王名簿) それから Winckler, *Untersuchungen*, p. 145 に寫す) は King, *Letters and Inscriptions of Hammurabi*, vol. II, no. 171; idem, *Chronicles*, II, 98-102; Scheil, *La Chronologie rectifiée du règne de Hammurabi in Mémoires de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, XXXIX. 111-122; idem, in *Recueil de Travaux*, XXXIV, pp. 105 ff.; Boissier, *Deux tablettes inédites in Revue d'Assyriologie*, XI, pp. 161-4. の中公にせる日附表により訂正された。この日附の若干は今や Langdon, *Wald-Blundell Collection*, II, pp. 31 ff. により擴大された。
33. Meissner in *Wiener Zeitschrift für Kunde des Morgenlandes*, XXXII, p. 296. がさうである。 Bilabel, *Geschichte*, I, p. 376 はアシュルバニパルの文句は Shutruk-Nahunte の戰役なとくと主張してゐる。私の贊成し難い見解である。
34. Kugler, *Sterbende und Sternnamen*, Teil II, Heft II, pp. 563 ff. *Noch einmal das Alter der 1 Dynastie von Babel*.
35. これは Forthingham, Schoch, Schnabel の見解である。文獻に對しては、Schnabel, *Zur astronomischen Fixierung der altbabylonischen Chronologie in Zeitschrift für Assyriologie* (N. F.) II, pp. 109 ff. を見よ。 Ammiratunga の第六年を 1916-15 と同視に基き Schoch, 萬人必携年表 Planetentafel für Jedermann は第一王朝以降のバビロニアの日附をユリウス曆に換算する表を供給してゐる。この表はすべて收穫の終末が同日に日附される一連年を含んでゐる。